

電気通信大学 平成18年度シラバス

授業科目名	知的財産権概論		
英文授業科目名	Intellectual Property General		
開講年度	2006年度	開講年次	3、4年次
開講学期	5、7学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法		単位数	2
科目区分	総合文化科目-上級科目-上級講義		
開講学科・専攻	情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科		
担当教官名	山川 茂樹		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
shigeki.yamakawa@nifty.ne.jp	

<b>【主題および達成目標】</b>
<p>本科目では、特許制度をはじめとする知的財産権制度を取り上げる。</p> <p>知的財産権制度は、特許、意匠、商標、著作物など、その対象とする知的財産によってその内容は様々であるが、いずれも知的財産の「保護」と「利用」のバランスを図り、産業又は文化の発展に寄与することを目的とするものである。</p> <p>社会経済環境が大きく変化する今日、我が国は、知的財産の「創造」、「保護」および「活用」を通じて活力ある経済社会を実現する社会、すなわち「知的財産立国」を目指そうとしている。知的財産権に関する理解は、今や、社会経済活動を営む上で欠かすことができないと言えよう。</p> <p>そこで、本科目では、将来、知的財産の分野を志望する者はもちろんのこと、企業等の研究者、技術者となる学生をも対象に、特許と商標を中心に、知的財産権制度について、それぞれ「保護対象」、「権利の成立」および「権利の性質（保護の内容）」に関する基礎的な理解を身につけることを主たる目的とする。</p>

<b>【前もって履修しておくべき科目】</b>
なし

<b>【前もって履修しておくことが望ましい科目】</b>
法学

【教科書等】

教科書：特に指定しない。

参考書：例えば次のものがあげられる。

- ・特許庁「産業財産権標準テキスト 特許編」，発明協会
- ・高林 龍著「標準特許法」，有斐閣
- ・土肥一史著「知的財産法入門」，中央経済社
- ・吉藤幸朔著・熊谷健一補訂「特許法概説」，有斐閣
- ・特許庁編「工業所有権法逐条解説」，発明協会

【授業内容とその進め方】

以下の項目に沿って、特許と商標を中心とする知的財産権制度について現実の社会経済活動の視点を踏まえて講義する。

単なる法制度の紹介に終わるのではなく、具体例を交えながら、現実の社会経済活動の視点を踏まえた内容となるよう心掛けるつもりである。

- 0．知的財産権制度の概要
- 1．特許権
- 1.1 特許制度の趣旨
- 2．特許を受けることができる発明
- 2.1. 特許法上の発明
- 2.2. 特許要件
- 3．特許を受けることができる者
- 3.1. 特許を受ける権利
- 3.2. 先願主義と先発明主義
- 4．特許を受けるための手続
- 4.1. 特許請求の範囲と明細書
- 4.2. 審査主義と無審査主義
- 5．特許権
- 5.1. 特許権の効力
- 5.2. 特許権の効力の制限
- 6．特許権侵害
- 6.1. 差止請求権
- 6.2. 損害賠償請求権
- 7．職務発明
- 8．企業における特許管理と特許戦略
- 9．不正競争行為と商標権
- 9.1 商標の機能
- 9.2 出所の混同と不正競争行為
- 9.3 商標制度の趣旨
- 9.4 商標権の効力
- 10．その他

## 電気通信大学 平成18年度シラバス

### 【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

- (1) 学期末の筆記試験の結果により評価する。出席の点呼は原則として行わない。
- (2) 筆記試験では、主として各種知的所有権の保護対象、権利の成立および権利の性質(保護の内容)に関して、
  - (a) 講義の中で説明した基礎的な概念を正しく理解しているか
  - (b) 法律の規定に基づいて事案の分析・判断ができるか等を基準に出題、採点を行う。
- (3) 筆記試験においては、ノート等の持ち込みは認めない。

### 【オフィスアワー：授業相談】

特に設けない。質問等はメールで受け付ける。

### 【学生へのメッセージ】

#### 【学生へのメッセージ】

今や知的財産に関する基本的な理解は社会人としての常識となりつつある。限られた時間内ではすべてのトピックを網羅することは不可能であるが、知的財産に対する基礎的な理解を身につける一助にしたい。

### 【その他】